

大通達甲（交企）第17号
令和5年12月7日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

交通部各課・隊長 殿
各警察署長

交通部 長

大分県警察交通事故抑止対策委員会設置要綱の改正について（通達）

効果的な交通事故抑止対策を実施することを目的とした大分県警察交通事故抑止対策委員会については、「大分県警察交通事故抑止対策委員会の設置について」（令和元年6月17日付け大通達甲（交企）第3号）により運用しているところであるが、この度、委員会を補佐する各プロジェクトチームの構成の見直しに伴い、別添のとおり「大分県警察交通事故抑止対策委員会設置要綱」を改正し、令和6年1月1日から運用することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、同日付けで廃止する。

（交通企画課分析係）

別添

大分県警察交通事故抑止対策委員会設置要綱

第1 設置

警察本部に、大分県警察交通事故抑止対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 任務

委員会は、総合的な交通事故分析に基づく効果的な交通事故抑止対策を決定するとともに、その実施結果を検証し、今後の交通事故抑止対策に反映することを任務とする。

第3 構成及び運営

1 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 交通部長

副委員長 交通部総括参事官

委員 交通部交通企画課長

交通部交通指導課長

交通部交通規制課長

交通部運転免許課長

交通部交通機動隊長

交通部高速道路交通警察隊長

2 委員長は、必要があるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

3 委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

第4 プロジェクトチーム

1 委員会の事務について委員会を補佐するため、交通事故分析プロジェクトチーム、道路環境整備プロジェクトチーム及び交通指導取締りプロジェクトチームを置く。

2 前記1の各プロジェクトチームは、班長、副班長及び班員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

(1) 交通事故分析プロジェクトチーム

班長 交通部交通企画課長

副班長 交通部交通企画課交通事故分析官

班員 交通部交通企画課の職員のうち班長が指名するもの並びに交通部各課及び隊の職員のうち必要に応じて班長が指名するもの

(2) 道路環境整備プロジェクトチーム

班長 交通部交通規制課長

副班長 交通部交通規制課参事

班員 交通部交通規制課の職員のうち班長が指名するもの並びに交通部各課及び隊の職員のうち必要に応じて班長が指名するもの

(3) 交通指導取締りプロジェクトチーム

班 長 交通部交通指導課長

副班長 交通部交通指導課交通指導官

班 員 交通部交通指導課の職員のうち班長が指名するもの並びに交通部各課及び
隊の職員のうち必要に応じて班長が指名するもの

- 3 委員会の運営に関するこの要綱の規定は、プロジェクトチームの運営について準用する。

第5 庶務

- 1 委員会の庶務は、交通部交通企画課において行う。
- 2 交通事故分析プロジェクトチームの庶務は交通部交通企画課において、道路環境整備プロジェクトチームの庶務は交通部交通規制課において、交通指導取締りプロジェクトチームの庶務は交通部交通指導課において、それぞれ行う。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。